

資料3

子ども家庭庁が保有する統計調査一覧（各調査へのリンクはこちらに掲載されています→<https://www.cfa.go.jp/resources/research/>）

No.	調査名	統計調査の種別 (基幹、一般)	新規、継続、周 期の区分	調査対象	目的
1	教育・保育施設等における事故報告集計	業務	継続 (1年)	全対象施設	教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等を把握すること。
2	子ども・若者の意識と生活に関する調査	一般	継続 (3年)	10-39歳の男女 20,000人 40-69歳の男女 10,000人	子ども・若者世代における自己肯定感や居場所に関する認識などの意識面に加え、ひきこもり等の行動面を総合的に調査・分析することにより、子ども・若者を取り巻く諸課題や抱える困難、支援に対するニーズを把握することで、今後の施策の企画立案に資する資料を得ること。
3	子ども虐待による死亡事例等の検証結果	業務	継続 (1年)	都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市	子ども虐待によって死亡あるいは重症となった事案の詳細、地方公共団体における検証状況等について調査すること。
4	子供の生活状況調査	一般	1回限り	中学2年生及びその保護 5,000組	子供の貧困対策を進めるに当たっての課題や施策の効果等を確認するための基礎資料を得ること。
5	市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果	業務	継続 (1年)	全市区町村	市区町村の児童家庭相談業務(虐待対応担当窓口)の運営状況、要保護児童対策地域協議会の設置運営状況、乳児家庭全戸訪問事業の実施状況、養育支援訪問事業の実施状況)の実施状況を把握すること。
6	次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果	業務	継続 (1年)	全都道府県・市町村	次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等を把握すること。
7	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定状況の調査	業務	継続 (1年)	特定事業主	国及び地方公共団体(都道府県、市区町村)における、次世代育成支援対策推進法に基づく、職員の仕事と子育ての両立の推進等に関する特定事業主行動計画の策定状況を把握すること。
8	児童相談所における児童虐待相談対応件数	業務	継続 (1年)	すべての児童相談所	児童相談所での児童虐待相談対応件数および月別件数を把握すること。
9	児童手当事業年報	業務	継続 (1年)	すべての市町村及び公務員の所属庁	児童手当の事業の実施状況を把握すること。
10	児童福祉行政指導監査等の実施状況報告	業務	継続 (1年)	すべての都道府県・政令指定都市・中核市の児童福祉行政	児童相談所、婦人相談所、郡部福祉事務所等に対する監査実施率、指摘件数等を把握すること。
11	児童養護施設入所児童等調査	一般	継続 (1年)	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、国立施設	児童福祉法に基づいて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム」という。)に委託されている児童、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童並びにその保護者、児童自立生活援助事業(以下「自立援助ホーム」という。)に入居している児童の実態を明らかにして、要保護児童の福祉増進のための基礎資料を得ること。
12	青少年のインターネット利用環境実態調査	一般	継続 (1年)	[青少年調査]満10歳から満17歳までの青少年、[保護者調査]青少年の同居の保護者、[低年齢調査]10歳から満9歳までの青少年と同居する保護者	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、平成21年度より、青少年及びその保護者を対象として、情報モラル教育の認知度、フィルタリングの利用度等を調査し、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ること。
13	全国ひとり親世帯等調査	一般	継続 (5年)	20歳未満の児童のいる母子世帯・父子世帯	全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ること。
14	地域児童福祉事業等調査	一般	継続 (1年)	市町村、認可外保育施設利用世帯、保育所利用世帯、認可外保育施設	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ること。
15	乳幼児栄養調査	一般	継続 (10年)	全国の6歳未満の乳幼児及び乳幼児のいる世帯	全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握することにより、母乳育児の推進や乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ること。

資料3 **こども家庭庁が保有する統計調査一覧**（各調査へのリンクはこちらに掲載されています→<https://www.cfa.go.jp/resources/research/>）

No.	調査名	統計調査の種別 (基幹、一般)	新規、継続、周 期の区分	調査対象	目的
16	乳幼児身体発育調査	一般	継続 (10年)	[一般調査]全国の乳幼児、[病院調査]全国の産科を標榜し且つ病床を有する病院	全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値及び発育曲線を明らかにして、乳幼児保健指導の改善に資すること。
17	乳幼児等に係る医療費の援助について	業務	継続 (1年)	都道府県、市区町村	都道府県及び市区町村による乳幼児等に係る医療費援助の実施状況を把握すること。
18	認可外保育施設の現況調査	業務	継続 (1年)	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	各年度末時点における認可外保育施設の施設数、入所児童数の状況や、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市が実施した指導監督の状況を把握すること。
19	妊婦健診の公費負担調査	業務	継続 (2年)	全自治体	自治体の妊婦健康診査の公費負担の状況等について把握することで、厚生労働省の定める、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に定める検査項目の全てについて、公費負担の対象となるよう、取組の推進をする。
20	保育所等関連状況取りまとめ	業務	継続 (1年)	全市区町村	保育所等の定員や待機児童の状況及び「新子育て安心プラン」に基づく自治体の取組状況を把握すること。
21	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況	業務	継続 (1年)	全市区町村	放課後児童クラブ数や利用登録している児童数(登録児童数)、待機児童数などの状況を把握すること。
22	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況について	業務	継続 (1年)	都道府県、指定都市、中核市、一般市、福祉事務所設置町村、府省庁、司法・立法機関	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、母子家庭の母と父子家庭の父に対する就業支援などの自立支援に関する施策の実施状況を公表すること。
23	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	一般	1回限り	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	子ども・子育て支援新制度施行5年後の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握すること。